

1930年代の山本栄による簡易楽器指導の導入

Yamamoto Sakae and the Beginnings of Music Instruction with Simple Instruments in the 1930's

菅 道子

KAN Michiko

(和歌山大学教育学部音楽教室)

抄録

本稿は1930年代に東京市の尋常小学校で始まった簡易楽器指導の導入過程とその特質を神田区和泉尋常小学校訓導であった山本栄の授業実践を通して考察したものである。大正自由教育運動の影響並びに戦時教育体制が強化されていく時代の中で、器楽指導は誰もが手にできる玩具的簡易楽器の利用によって、歌唱を発展させるもの、また学校内外の行事における集団統合の新しい形として注目されるようになっていった。山本栄は学級での音楽授業に取り組み、とりわけ音程正確で和音を作ることのできるハーモニカを活用しながら音色判別、拍子訓練から歌唱伴奏、合奏へとつながる段階的指導の実践を試みた。これらは、粗雑な音であっても子どもの興味関心、経験に結びつくことを第一とした上田友亀らの音楽観とは異なるものであった。一方、玩具的ハーモニカは哀愁の音色をもつ大衆楽器であるとして、一部の教師たちからは学校音楽としての適正を疑問視する声もあがった。また、山本の基礎学習的な色彩の強い音楽授業への批判もみられた。しかし、こうした批判を受けながらも簡易楽器指導が積極的に展開された背景には東京市の尋常小学校を中心に複数の音楽教育実践家が活動しており、研究交流の中で唱歌から音楽教育への発展が模索されていたこと、また彼らの情報交換・研究の媒体として雑誌メディア『学校音楽』があったことがあげられた。

キーワード：簡易楽器、1930年代、山本栄、ハーモニカ、昭和前期

はじめに

器楽教育が教育制度に初めて位置づけられたのは国民学校時代である（「器楽ノ指導ヲ為スコトヲ得」（国民学校令施行規則第14条））。

この器楽教育の端緒を開いたのは戦前1930年代（昭和6～16年頃）の東京市の尋常小学校、尋常高等小学校の訓導たちによって試行された器楽指導実践であった。国会図書館が所蔵している二冊の国民学校を対象とした器楽指導の書籍は、神田区和泉尋常小学校訓導であった山本栄の『国民学校教師の為の簡易楽器指導の実際』と京橋区京橋昭和尋常小学校訓導であった上田友亀の『国民学校 器楽指導の研究』である。これらは共に1943（S18）年の出版であるものの、その内容は1930年代の実践をもとに書かれていることからそのことが伺える。

また、簡易楽器指導の諸相を明らかにした先行研究の多くも東京市での実践を扱っている。例えば、東京市文京区の誠之国民学校における音楽授業の実際を描いた研究（本多佐保美他、2003）、東京市麻布区（現港区）の三河台尋常小学校の訓導であった坊田壽真が「楽隊遊び」や「玩具の交響楽」と呼ばれたりリズム楽器を使って行った合奏授業とその背景を探った研究（権藤

敦子、2005）である¹。

これらからも1930年代には東京市を中心とした尋常小学校、高等小学校において簡易楽器を使った音楽授業が複数試みられていたことがわかる。

また、1930年代は大正期からの新聞、出版、映画、レコードなどのメディアの発達による文化の産業化に伴い、一部の知識人のものであった教養的文化が大衆化し、産業化していった時代でもあった²。そして、流行歌とともに、ハーモニカや木琴、アコーディオンなど軽楽器も普及し、大衆がラジオやレコードを通して器楽を気軽に聴いたり、演奏したりするようになっていった。こうした文化の大衆化、産業化は人間、情報、技術が集中的に行き交う東京を中心に起っており、音楽教育の先駆的な実践がそこから生れることも、自然なことであっただろう。

本稿では1930年代の器楽指導の導入期の動向を概観した後、器楽指導の実践家としてキーパーソンの一人であった山本栄を対象とし、当時の雑誌記事、インタビュー等を通して、山本栄が同時代に東京で活躍した他の教師らとどのような議論を重ね、影響を与え合いながら実践を展開していったのか、器楽指導の実際とその特質について明らかにして行きたい。

1 国民学校以前の尋常小学校における器楽指導の開始

1-1 雑誌記事にみる1930年代の器楽指導の動向

1930年代に音楽教育に関係する雑誌として発行され、現在でも閲覧することのできるものに『教育音楽』と『学校音楽』の二つがある。これらは記事執筆者から推測するに全国に流通していた雑誌であった。

雑誌『教育音楽』は1922（T11）年12月に東京音楽学校出身の作曲家、教育音楽家たちが設立した「日本教育音楽協会」の機関誌として1923（T12）年1月に創刊された月刊誌であった³。上田誠治によれば、それは「教育音楽の振興を図る」べく集まった当時のエリート音楽教師たちの集団であり、彼らは〈a〉音楽家志向の強い音楽教育家、〈b〉現場音楽教師のための音楽教育家、〈c〉子どもへの接近志向の強い役員外サブリーダーの三層から組織化されていた⁴。そのため記事は音楽美学、音楽教育理論、外国の音楽事情などの記事も多く、あわせて実践上の記事があった。

一方雑誌『学校音楽』は前述の〈c〉子どもへの接近志向の強い役員外サブリーダーに分類されていた小出浩平（1925年当時 赤坂区赤坂尋常小学校訓導）の他、井上武士（東京高等師範学校附属小学校）、上田友亀（神田区京橋昭和尋常小学校訓導）など音楽教育の実践家たちが集まって1933（S8）年「学校音楽研究会」を設立し、その機関誌として創刊されたものであった。『学校音楽』の記事内容は、各月各学年ごとの教材解説と指導案や公開研究授業の記録など、より実践的な記事を掲載していたのが特徴であった⁵。『学校音楽』には他に山本栄、坊田壽真（麻布区三河台尋常小学校訓導）、瀬戸尊（文京区誠之尋常小学校訓導）らも簡易楽器指導の公開研究授業の記録を載せており、「学校音楽教育研究会」が東京を中心とした音楽教育の実践家たちの一つの中心的な研究組織となり、雑誌『学校音楽』はその情報公開、交流のメディアになっていたと考えられる。

では二つの雑誌には簡易楽器指導についてどのような記事が掲載されていたのだろうか。表1は、『教育音楽』の1930（S5）年1月～1940（S15）年12月号の雑誌、表2は『学校音楽』の1933（S8）年9月～1941（S16）年3月号の雑誌の内、小学校の器楽指導についての記事、写真等の掲載数を集めたものである。

『教育音楽』では10年間132冊発行の内8冊、9件の記事が掲載、『学校音楽』では8年間で91冊発行の内24冊、34件の記事が掲載されていた。

二つの雑誌の傾向をみてみよう。『教育音楽』の記事数は9件と少ない。しかし、地域は宇和島1件、横浜1件、不明1件の他6件は東京市の尋常小学校、高等小学校の記事であり、器楽形態を分類してみると吹奏楽4件、簡易楽器3件、ハーモニカ1件、その他1件であった。

一方『学校音楽』の記事は34件であった。そのうち7件を除く27件は東京市の学校記事であった。器楽の形態は簡易楽器合奏が11件で最も多く、次にハーモニカ合奏5件、吹奏楽5件、管弦楽4件、ヴァイオリン3件、喇叭鼓隊2件、オルガン1件、その他3件となっていた。ハーモニカも含めて簡易楽器合奏を授業として取り入れている記事が多かった。

この簡易楽器とは「教育用の楽器で、構造が単純で、だれも容易に演奏することができる楽器」であり⁶、シロホン、カスタネット、ミハルス、玩具、ハーモニカなどが使われた。

その他吹奏楽や管弦楽の記事を見てみると、それらは教科外の活動の中で実施され、様々な時勢的行事への参加も見られた。日本教育音楽協会は1933（S8）年から文部省や東京府・市の後援のもと「現下非常時に於ける国民精神作興の一助ともなるべき目途」をもって、「音楽週間」を主催していった。「音楽週間」では連合唱歌会、学芸会、音楽鑑賞会の他、音楽行進も予定され多くの学校が参加していたが⁷、これらは集団的音楽活動による国体観念の強化を示そうとするものだった。例えば1935（S10）年の第三回音楽週間には音楽行進だけでなくブラスバンドコンクールも開かれた。「コンクールの判定終了後、日比谷公園を出発して、宮城前に行進し、皇城に向つて国歌吹奏、万歳三唱した」と言うように⁸、集団による音楽行進や合唱合奏によって士気を鼓舞するとともに、他者に見せる音楽表現が求められたのだった。音楽週間の実施後、日本教育音楽協会の会長であった乗杉嘉壽は「小学校高等科にはラッパ鼓隊を設け、又中等学校では、ラッパ鼓隊の他にブラスバンドは必ずなくてはならぬ」と学校教育の場での何らかの器楽活動を起すことを主張している⁹。

表1 『教育音楽』の楽器指導の記事・写真

巻号	年月日	元号	器楽関係記事	著者	記事数	冊数	分類
12(9)	1934.09	S09.09	小学校の合奏指導に就いて	山口勝治	1	1	その他
14(7)	1936.11	S11.07	尋常小学校における合奏指導	大澤静夫(淀橋第六小学校)	2	2	簡易楽器
16(2)	1938.02	S13.02	唱歌科における簡易楽器指導の実験	高田正喜(横浜市下野谷尋常高等小学校)	3	3	簡易楽器
16(5)	1938.05	S13.05	小学校に於けるハーモニカ合奏について	加藤義登(東京市龍泉尋常小学校)	4	4	ハーモニカ
18(1)	1940.01	S15.01	小学校に於ける吹奏楽	小宮直治(芝区愛宕小学校)	5	5	吹奏楽
18(5)	1940.05	S15.05	高等小学校におけるブラスバンド指導の実験(1)	紺野五郎(京橋高等小学校)	6	6	吹奏楽
18(6)	1940.06	S15.06	高等小学校におけるブラスバンド指導の実験(2)	紺野五郎(京橋高等小学校)	7	7	吹奏楽
18(7)	1940.07	S15.07	高等小学校におけるブラスバンド指導の実験(3) 明倫ハーモニカルズバンドについて	紺野五郎(京橋高等小学校) 高島茂久(宇和島市明倫尋常小学校)	8,9	8	吹奏楽 簡易楽器

1930(S5)年1月～1940(S15)年12月『教育音楽』8(1)～18(12)尋常小学校、高等尋常小学校の楽器指導(鼓笛隊、喇叭隊、簡易楽器、ヴァイオリン、ハーモニカ)などの実践的な記事、写真132冊中8冊9件の記事。尚著者の所属は本文記載の通り。

表2 『学校音楽』の楽器指導の記事・写真

巻号	年月日	元号	楽器関係 記事	著者又は実践者	記事数	冊数	分類
1(4)	1933.12	S8.12	口絵 東京市京橋昭和小学校唱歌教室と上田友亀先生	上田友亀(神田区京橋昭和尋常小学校)	1	1	その他
2(2)	1934.02	S9.02	口絵 東京市元町小学校唱歌教室 子供のパパ	不明	2	2	その他
2(3)	1934.03	S9.03	口絵 東京市三河台尋常小学校唱歌教室 紙鍵盤による楽器練習	坊田壽真(麻布区三河台尋常小学校)	3	3	その他
2(6)	1934.06	S9.06	口絵 東京市芝区芝尋常小学校の児童ヴァイオリン練習 同校唱歌教室(低学年の授業)	不明(芝区芝尋常小学校)	4	4	ヴァイオリン
2(10)	1934.10	S9.10	口絵 東京市愛宕高等小学校のオーケストラ 東京市愛宕高等小学校の唱歌教室	小鷹直治(芝区愛宕高等小学校) 同上	5, 6	5	管弦合奏 管弦合奏
3(9)	1935.06	S10.06	口絵 東京市目黒区中目黒尋常高等小学校の器楽練習 口絵 簡易楽器に依る歌曲のリズム練習と合奏	庄司武夫(目黒区目黒尋常高等小学校) 上田友亀(神田区京橋昭和尋常小学校)	7, 8	6	簡易楽器 簡易楽器
4(4)	1936.04	S11.04	口絵 東京市渋谷区千駄ヶ谷高等小学校児童オーケストラ 口絵 東京市品川区香木尋常小学校ヴァイオリン練習	山北秀磨(渋谷区千駄ヶ谷高等小学校) 石井義遠(品川区香木尋常小学校)	9, 10	7	管弦合奏 ヴァイオリン
4(9)	1936.09	S11.09	口絵 東京市豊島区富士見尋常小学校オーケストラ	滝井操介(豊島区富士見尋常小学校)	11	8	ヴァイオリン
4(10)	1936.10	S11.10	口絵 京都市西京極尋常高等小学校児童ハーモニカ合奏団	下村好康(京都市西京極尋常高等小学校)	12	9	ハーモニカ
4(11)	1936.11	S11.11	口絵 東京市下谷区龍泉尋常小学校児童ハーモニカ合奏団	加藤義登(下谷区龍泉尋常小学校)	13	10	ハーモニカ
5(3)	1937.03	S12.12	口絵 甲府市琢美尋常高等小学校唱歌教室 ハーモニカ指導	三井雄(甲府市琢美尋常高等小学校)	14	11	ハーモニカ
5(10)	1937.10	S12.19	口絵 甲府市春日尋常高等小学校 ハーモニカバンド	久保島政(甲府市春日尋常高等小学校)	15	12	ハーモニカ
6(3)	1938.03	S13.03	口絵 東京市芝区愛宕高等小学校児童管弦団	小鷹直治(芝区愛宕高等小学校)	16	13	管弦合奏
6(6)	1938.06	S13.06	口絵 東京市芝区愛宕高等小学校吹奏楽団	小鷹直治(芝区愛宕高等小学校)	17	14	吹奏楽
6(11)	1938.11	S13.11	口絵 東京市麻布区麻布尋常小学校唱歌教室 楽器つき 第一回唱歌研究校誌記録	瀬戸尊(麻布区麻布尋常小学校) 同上	18, 19	15	簡易楽器 簡易楽器
7(2)	1939.02	S14.02	口絵 兵庫県加東郡中番尋常高等小学校喇叭鼓隊 口絵 茨城県那珂郡鹿島尋常小学校唱歌会 六女オルガン合奏	大崎誠(兵庫県加東郡中番尋常高等小学校) 中嶋操(茨城県那珂郡鹿島尋常小学校)	20, 21	16	喇叭鼓隊 オルガン
7(12)	1939.12	S14.12	口絵 東京市芝区愛宕高等小学校吹奏楽団分列行進	小鷹直治(芝区愛宕高等小学校)	22	17	吹奏楽
8(1)	1940.01	S15.01	口絵 東京市荒川区第一荒川高等小学校喇叭鼓隊	辻道一(荒川区)荒川区第一荒川高等小学校)	23	18	喇叭鼓隊
8(2)	1940.02	S15.02	口絵 東京市荒川区第四峯田(ハケタ)尋常高等小学校吹奏楽団	武田龍三郎(荒川区第四峯田尋常高等小学校)	24		吹奏楽
8(3)	1940.03	S15.03	我が校に於ける器楽指導 東京市尋常・高等精進(ともえ)小学校	板垣了(東京市尋常・高等精進小学校)	25	20	簡易楽器
8(5)	1940.05	S15.05	口絵 東京市京橋区京橋昭和尋常小学校簡易楽器合奏隊 豪華新唱歌研究校誌 口絵 東京市品川区大井高等小学校唱歌教室及吹奏楽隊 東京市品川区大井高等小学校巻録	上田友亀(神田区京橋昭和尋常小学校) 同上 水戸武夫(品川区大井高等小学校) 同上	26, 27, 28, 29	21	簡易楽器 簡易楽器 吹奏楽 吹奏楽
8(7)	1940.07	S15.07	口絵 東京市神田区和泉尋常小学校唱歌教室 新人推薦唱歌研究校誌	山本宗(神田区和泉尋常小学校) 同上	30, 31	22	ハーモニカ 簡易楽器
9(2)	1941.02	S16.02	口絵 宇和島市明倫尋常小学校ハーモニカリズムバンド ハーモニカリズムバンドの理論と実際(一)	高島茂久(宇和島市明倫尋常小学校) 同上	32, 33	23	簡易楽器 簡易楽器
9(3)	1941.03	S16.03	ハーモニカリズムバンドの理論と実際(二)	高島茂久(宇和島市明倫尋常小学校)	34	24	簡易楽器

1933(S8)年9月～1941(S16)年3月『学校音楽』1(1)～9(3)尋常小学校、高等尋常小学校の楽器指導(鼓笛隊、喇叭隊、簡易楽器、ヴァイオリン、ハーモニカ)などの実践的な記事、写真 91冊中24冊 34件の記事。尚著者の所属は本文記載の通り。

また芝区愛宕高等小学校でブラスバンドや管弦楽の課外活動を進め、『学校音楽』に複数の記事を寄せている小鷹直治は「国旗掲揚式に於ける『君が代』、プール納め式の『校歌』等早くもこの合奏団によつて演奏され全校生徒は厳粛に唱和した。タクト棒だけの唱謡とは比較にならぬ」と学校行事における器楽の意義を強調している¹⁰。このように吹奏楽や喇叭鼓隊、管弦楽は学級授業というよりも学校内外の行事において見せる音楽として一部の学校で行われていったと考えられる。

一方で、1930年代の初等教育実践は、大正自由教育運動の影響のもと児童中心主義、生活主義を謳ったものが多く各地で展開された。

音楽教育の分野では、広島高等師範学校附属小学校の山本壽による鑑賞教育や唱歌劇の実践、奈良女子高等師範学校附属小学校の幾尾純による児童作曲の実践などが先進的实践として注目を浴び、全国の訓導にも多大な影響を与えた¹¹。またパリでリトミック教育法を学びグルクローズ式律動教育を提唱した小林宗作は様々な場でリトミックを指導し、1937年にはトモエ学園を創設した¹²。神戸の尋常小学校の訓導であった北村久雄は、小林の影響も受けながらリズム曲線に手を着けながら行う新しい視唱法を提案した¹³。器楽指導の推進者の一人であった瀬戸尊は北村氏のリズム法の影響を受けたと述べている¹⁴。唱歌から劇、作曲、リズム指導への広がりの中で器楽指導についても関心をも

たれるようになっていったと考えられる。

2 山本栄の器楽指導の実践

2-1 山本栄の履歴と器楽指導の動機

東京市を中心に1930年代に試み始められた器楽指導の中で、特にハーモニカを中心とした合奏を取り入れたのが山本栄であった。

山本は1901(M34)年に広島で生まれた。広島師範学校を1922(T11)年に卒業後、広島市天満尋常小学校訓導となった。その後、東京高等音楽院(現国立音楽大学)で学び1930(S5)年に卒業。東京市の神田区和泉尋常小学校(2011(H23)年現在、千代田区立和泉小学校)、橋本尋常小学校(1946(S21)年廃校)に訓導として勤務した。広島での勤務を辞して東京高等音楽院に入学したのは、音楽が好きで当初は専門的にやっていきたいという思いがあったためだという。在学中『音楽新潮』の同人となり、音楽批評や解説の仕事も積極的に行っていた¹⁵。戦後は小川小学校(2011年現在、千代田区お茶の水小学校)に在職。その頃文部省『合奏の本』の編纂に関わり、音楽教科書『私たちの音楽』シリーズの編纂(学校図書株式会社、瀬戸尊と共著で『たのしいがっそう』上・中・下巻(音楽之友社)など副読本を多く編纂している。1957(S32)年より東京都の指導主事となり、1962(S37)年からは国立音楽大学に席をおいた¹⁶。

山本が器楽指導に着手するようになった動機とはどのようなものだったのだろうか。

山本によれば、東京で器楽の指導が盛んになっていった発端には当時東京市の視学であった田村虎蔵の存在があり、彼に声をかけられた十人ほどの教師たちが毎月勉強会を開き、熱心な研究交流をもったことが始まりだという。その中で山本は瀬戸尊から「皆で一緒になつてこの音楽の研究をやるために、何人か主になる者を集めようじゃないか」と提案され、上田友亀を含めた三人が集まり、「唱歌を教えるんでなしに、やはりこの音楽を教えずにはいけない」と器楽指導を始めようという話になったと述べている¹⁷。そこで、山本は自分の子ども時代の経験もあり、ハーモニカを取り入れようと校長に話をしたところ理解も得られた。また家庭的に恵まれた地域であったため、子どもにハーモニカを買わせることもでき、ハーモニカを使った器楽指導を開始することになったという¹⁸。

2-2 山本栄の器楽指導の意義

山本は唱歌だけでなく器楽を音楽授業に取り入れることの意義について次の2点をあげている。

一つは、主観的で自己批判が困難な歌唱よりも音楽の客観的観賞と自己批判をなし得て喜びを生じ、音楽的諸要素の理解を促進することの意義であり、次のように述べている¹⁹。

「歌曲を唱謡する事は、音楽教育中最も大きな役割をなし、又常にその中心をなすものではあるが、自己表現が主観的である為自己批判が困難である弊を伴ふ。然し一度その曲節が楽器に移行されんか、眼前に鮮やかに自己の音楽を觀照し、これを認識し、客観的に自己批判をなし得る喜びを生ずるものである。斯く音楽の体験は、音楽諸要素への理解となり、終に会得され得る」

二つは、児童の発達程度に適し、負担を感じさせず喜色団欒の中での指導ができるという児童中心主義的な器楽教育の実現をあげ、次のように述べている²⁰。

「使用する楽器にしても、その指導方法にしても、高度なものを目標とする必要は国民学校に関する限り無くてよいのであつて、否さうではないことが良いのであるが、児童の発達程度に適した(玩具的色彩を帯びた程度の)簡易楽器を与えてこそ真の目的に添ふ事も出来、児童に大した負担を感じしめることもなく喜色団欒の中に指導し得る事になるのである。その指導方法にしても、興味を中心とした遊戯的方面より始めて漸次音楽的色彩の濃厚度を増す様に指導するならば、その効果も亦期待出来得るのである。教育に於て、児童の生活を無視した指導法程無謀なものはない。」

このように山本は音楽理解の充実と児童の興味を中心とした遊戯的方面からの主体的学習の可能性を器楽

指導導入の意義として考えていたのであった。では、どのような楽器を使い、どのように指導していこうと考えたのだろうか。

2-3 山本の使用する楽器とその特色

①一人でも多くの児童が持ち、一斉使用することのできる楽器

山本が音楽授業において使用する楽器の条件として考えたのは、一人でも多くの児童がもち、一斉に使用することのできる楽器、ハーモニカを含めたミハルス、トライアングルなどの簡易楽器であった。当時は玩具的な楽器ともいわれていた。

このことについて山本は著書の中で、「普通楽器といへば、兎に角本格的な楽器、即ちピアノ、ヴァイオリン等純音楽的な楽器が考へられ勝であるが、如何に音楽的に優れた楽器であつても、其の構造、使用法が複雑で、高度の演奏技術を必要とする楽器であるならば、国民学校の音楽室に於て、児童の一斉に使用する楽器として不適当である。(中略)一人でも多くの児童を、限られた音楽の時間に於て指導する国民学校用の楽器」が必要であると述べ²¹、高度の演奏技術を必要としない、一斉使用の楽器を求めた。そして、楽器の条件として以下の5点をあげた²²。

山本の示した簡易楽器の条件

- 一、演奏に特別な技術訓練を要しないもの
- 二、構造簡単にして堅牢なるもの
- 三、音楽的に演奏価値を有するもの
- 四、価格低廉にして容易に入手し得るもの
- 五、衛生上無害なるもの
- 六、児童の親しみを感じ得るもの

この山本のあげた条件は上田友亀があげた条件とほとんど同内容であり、上田からの影響が強いと考えられる²³。異なる点を強いてあげれば上田が「音色が明快である事」とした部分を「音楽的に演奏価値を有するもの」として音楽美を全体的に捉えようとする表現になっている点が山本らしいと言えるだろうか。また、具体的な楽器としては以下のものを示した。

表3 山本が示した一学級で利用する楽器

【律動楽器】()内は数

大太鼓(1)、小太鼓(1)、シンバル(1、2対)、タンポリン(4、5)、トライアングル(3、4)、カスタネット(柄付のもの:数個)、ミハルス(全員分)

【旋律楽器】

木琴(一組の人員数又は其の半数)、ハーモニカ(個人用)、オカリナ(個人用)、其他の笛・絃琴等、

【和音楽器】

合奏用特殊ハーモニカ:バリトンハーモニカ(8)、バスハーモニカ(4)、手風琴(数個)、オルガン・ピアノ(学校備品)

(山本栄『国民学校教師の為の簡易楽器指導の実際』共益商社書店、1943年8月、pp.9-10より)

②奏法容易にして高音正確、音律の狂い難いハーモニカの重視

上記楽器の中でも特に山本の簡易楽器指導はハーモニカを重視したことが特徴的である。

ハーモニカの特性について山本は「簡易楽器中最も音楽的であり且つ利用範囲の広い点、ハーモニカに及ぶものは今のところ無い。旋律によく和音に適し、奏法容易にして高音正確、音律の狂い難い事は簡易楽器中随一である。然し楽器の性質上、学校備品として不適當である事がこの楽器唯一の欠点である。ハーモニカは音量少なく迫りに乏しいと云ふ言葉を往々にして耳にするが、室内の演奏用としてはこれで充分である」と述べ²⁴、「奏法容易にして高音正確、音律の狂い難く、「簡易楽器中最も音楽的な楽器」として捉えていた。

ハーモニカは明治、大正時代から引き続いて、日本の大衆的な音楽活動の楽器として確固たる地位を保っていた。1930年前後の時期、大学生を中心に愛好者の活動が盛況であり、1929（S 4）年11月には明治、慶応など各大学が中心となって全日本学生ハーモニカ連盟が結成された。これには中等学校、小学校も加わり数十校になったという²⁵。また1940年代に入ってからだが、1943年に樋口新六が京都府の小学校児童のいる家庭を対象に実施した「児童の音楽的環象と興味との一調査」では家庭の楽器保有調査の中で、2051軒中1169軒（46.7%）がハーモニカを保有しており、調査した13種の楽器の中で1位であった。このことから成人だけでなく子どもにとっても身近な楽器であったことが伺える²⁶。

2-4 漸進的指導法による芸術の核心の会得

上記のような楽器を使いながら、山本は漸進的指導法により、芸術の核心へと導いていけるような指導をしたいと考えていた。

山本はそのことについて「易より難へ、単純より複雑へと発展せしむる為の素地を順次に作り上げて後にこそ、高踏的音楽も理解され、会得されうる（中略）これが有効適切な指導体系を確立し、然る後その実際指導にあたる心掛が必要である。かくてこそ児童をして芸術の核心へ触れさせ得る手引きともなる」と述べ²⁷、「易より難」という段階的指導が児童を芸術の「核心へふれさせ得る手引き」になるとの思いをあげている。

そして、具体的には次のⅠ～Ⅳの四段階の漸進的指導法を提示し、「低学年に於て訓練され遊戯化された音楽も、緩まざる努力とその蓄積により漸次純音楽へと開拓されてゆかねばならぬ。それには正しき指導方法の必要性である事は言ふ迄もない事で、せかず急がず一步一步正しく歩み続けて行く心掛が大切である」と述べている²⁸。

- Ⅰ 音色の判別に利用（低学年の聴音訓練に併用）
- Ⅱ 律動拍子の訓練（主として低学年向き）
- Ⅲ 既習歌曲の斉奏及び合奏（中学年向き）

Ⅳ 歌曲及び楽曲の合奏

この四段階の指導法は遊戯化から漸次純音楽への開拓を目指すとともに、音色判別、拍子の訓練から合奏へと音楽の基礎学習のために楽器活用が意図されていることがわかる。

3 山本栄の1940年度の公開授業と研究会にみる器楽指導の実際

3-1 山本栄の研究授業の概要

では、実際には山本がどのように簡易楽器の指導を行ったのか、1940年5月9日、和泉尋常小学校において実施された公開授業の記録をもとに見てみよう。これは、「新人推薦唱歌研究授業」として『学校音楽』(8)7号(1940年7月)に記載されたものである。2ヶ月前の1940年5月号には上田友亀、1938年11月には瀬戸尊も研究授業を記録している。

当日は井上武士(東京高等師範学校附属小学校)、小林つやえ(同上)、小出浩平(学習院)、上田友亀など、17名が授業後の座談会に参加した。記事は授業の概要、授業の経過、授業後の研究会の3部から構成されている²⁹。

表4 山本栄の授業の概要

日時：昭和十五年五月九日
場所：東京市和泉尋常小学校
対象：尋常第五学年（男子）児童数 不明
唱歌指導案
一、歌曲唱謡
〈鯉のぼり〉 既習歌曲
二、聴音
イ 旋律、ロ 和音の性格判別
三、歌曲指導
〈四季の雨〉（新編教育唱歌集8）
聴音・楽器と連絡をとりつゝ進める。
イ 読譜練習、ロ 楽器指導（ハーモニカ使用）
A 旋律
B 和音（合奏）二声より、四声にまで進める。
四、ハーモニカ合奏練習〈港〉
使用楽器（ハーモニカ、第一、第二、バリトン、バス、打楽器適宜加ふ）
五、鑑賞
三拍子の歌曲に連絡して〈金と銀〉（ワルツ）

（「新人推薦唱歌研究授業」『学校音楽』8(7)、共益商社書店、1940年7月号、pp.17-21より要約）

山本の授業構成は表4に示したように、「一、歌曲唱謡」で既習曲〈鯉のぼり〉を歌い、「二、聴音」で聴音練習を行ったのち、「三、歌曲指導」で〈四季の雨〉を使った聴音と歌唱とハーモニカ合奏、「四、ハーモニカ合奏練習」では既習曲〈港〉の合奏、「五、鑑賞」ではワルツの〈金と銀〉の鑑賞という流れになっている。特徴の一つは「一」、以外では三拍子の楽曲を扱う授業構成をとっていることである。もう一つ特徴的なのは三、「歌曲指導〈四季の雨〉（新編教育唱歌集8）において、聴音、音符読み、リズム打ちなどから読譜を行

い、次に合奏から歌唱に発展させるという総合的な指導を試みていることである。授業者は楽譜Aの最後二小節にある和音を聞かせソシレとファシレの違いを聴かせながら教え、次に黒板に四分音符だけで楽譜Bを書き、音符読みをさせる。その後ピアノで弾きながら付点のリズムや八分音符などに気付かせ、〈四季の雨〉の曲の読譜をする。その次には手拍子でリズムを確認させて、ハーモニカで二部合奏を実施し、最後はバリトン、バス、打楽器を入れて合奏した後、新しく歌う〈四季の雨〉であることを知らせ、一番の歌詞を歌唱させる指導である。一連の授業は尋常小学校五年の児童には相当に音楽内容の専門的なものになっている印象がある。

楽譜 A



〔新人推薦唱歌研究授業〕『学校音楽』8(7)、共益商社書店、1940年7月号、p.19より作成

楽譜 B



〔新人推薦唱歌研究授業〕『学校音楽』8(7)、共益商社書店、1940年7月号、p.19より作成

3-2 授業後の研究会での議論

授業後の研究会では、率直な意見交換が行われた。その記録から山本の授業内容がどのように議論され、評価されていたのかを見てみよう。

①歌唱と器楽を関連させた授業構成への評価

第一に授業構成については、歌唱と器楽を関連させた構成法が上田友亀から評価され、積極的な研究を勧められている。

上田は「今日新しい歌曲を楽譜に依つて指導されたのですが、そのやり方に就て私は今日ハーモニカを使ふとなかなか面白いと思つたことがあるのです。之を今後尚研究して戴きたいと思ひます。(中略)今日は先に視唱したのですが、其の視唱が十分徹底しない内にハーモニカになったのですが、寧ろあれは初めからハーモニカを使つて、ハーモニカの視唱をして、さうしてそれに依つて曲節を補足するやうなやり方をやつたらどうかと思ひます」とハーモニカを使った読譜・視唱の発展も含めて評価していた³⁰。

また、山本自身も歌唱に器楽を関連させた総合的な

授業構成を重視していた。

山本は「今日の本当に私が力を入れた歌曲指導であります、(中略)今日のやうな方法でやるのが割合多いのです。兎に角歌ふことと楽器を取ることに殆ど同時にやつてしまふ、どちらが先になるか其の場合に依つて色々違ふ、ハーモニカは便利なことに譜を見ながら直ぐ吹けますから、あの組は普通の節として面白く流れたものは直ぐ吹けるやうになつて居ります」と説明している³¹。

また、上田友亀は授業を単純化することを提案し、「子供が案外興味を有つてやるから喜んでやると思ふが、少しパートの数が多くて、もう少し単純でも宜いと思ひますね」と提案した後、「あゝ云ふ合奏の指導をするにしても歌ふべき歌曲が中心で、歌ふ気持ちを発展させた範囲でなければならん、(中略)唱謡生活を相当重要視しなければならん、其の上に、私は楽器は唱謡生活の発展的の形式で始めてやらなければならん、さう考へて居るのです」とあくまでも歌唱を中心し、唱謡生活の発展として器楽を捉えるべきだと述べている³²。

山本と上田の発言からもわかるように、唱歌を発展させるための器楽という位置づけが彼等には明確であった。

②ハーモニカ合奏の音楽に対する評価

また参観者の多くは、合奏の音楽的な美しさ好きについて一定の評価を有していた。例えば、大倉城満(京橋区佃尋常小学校)は「可なり長い間の御指導であすこ迄仕上げられたと云ふことに対して私敬服して居ります」と述べ、東京市小学校ハーモニカ連盟を山本と共に3年ほど前から立ち上げているという小池将揮(渋谷区上原尋常小学校)も「期待通りの山本先生の授業を見せて戴いて」と述べている³³。さらに菊田要(豊島区仰高西尋常小学校)は「細かいことは抜て措きまして、教室で子供がハーモニカを合奏したと云ふやうなのを初めて今日聴きまして、なかなか美しき好きものだと思ひます」というように、なかなか「美しき好きもの」と講評を述べている³⁴。

それは、1940年5月に同じ雑誌『学校音楽』で公開授業をした上田友亀の研究会において「木琴が矢張り玩具であります為に音楽的にはどうかと思う点がある」(三本謙治)、「木琴だけでも相当噪音に近いが、それを上田君が太鼓の外側を叩く、実に不愉快なハーモニになる」(小出浩平)といった音にかかわる手厳しい批判とは対照的であった³⁵。

③ハーモニカの音色と発展性についての疑問

一方で菊田要はハーモニカの音色と発展性について疑問を呈している。菊田は「併しハーモニカ音楽を聴いて居つて、何と言ひますか、非常に侘しい感じがするのです。何か女性的なセンチな感じ、ダイナミックな力強さと云ふものが、是は求める方が無理かもしれませんが、さう云つたものがハーモニカではちよつと

求められないのぢやないか（中略）それからハーモニカ音楽と云ふものが今日合奏をやられましたが、あれからどう云ふやうな発展性があるのでせうか（中略）ハーモニカに依つて音楽生活に導いて行くと云ふことでしたね、そうでない、ハーモニカ音楽それ自体」と疑問を投げかけている³⁶。

④ハーモニカの発展性よりも音楽の生活化と児童の主観的な学習の重視

この「ハーモニカ自体」の発展性について、山本は言及していないが小池は「子供としたらあの程度でせう。今日おやりになった位のもので精一杯と思ひます」と述べている³⁷。

研究会では、ハーモニカ合奏や簡易楽器そのものの発展性よりも児童にとっての身近さ、教育的効果というものを重視する声が多かった。例えば大倉は「子供に限らず、楽器と言ひますと、一番初めに飛付きたいのはハーモニカでありまして、其のハーモニカを能く指導してやると云ふことが本当に妙な流行歌が流行つたりする点から考へても音楽的に意義のあることゝと思ひます」と評価している³⁸。

小池はハーモニカの可能性について「あれならば携帯も便利だし、値段も安いし、演奏法も技術的にもそんなむずかしいものでない、少し長い目で指導してやれば卒業する迄には、今日山本先生の授業でも分るやうに、メロディーを書いたものを直ぐ吹けると云ふやうな程度迄できる。それが発展すれば今日のやうな合奏の形態迄伸びる、それ迄伸びたものは将来彼等が和音を元として出来上つて居る西洋の音楽を理解するやうになつて、さうして合唱も分かり、管弦楽もシンホニーも聴いて分るやうな程度に迄なる、こんな風に考へて居りました」と述べている³⁹。小池は段階的な指導のできる音楽学習上のメリットともに西洋音楽を理解するための一助にもなるとの思いを語っていた。

⑤音楽の生活化と一人一人に応じた楽器

山本がこのハーモニカを使った授業において主張したのは音楽の生活化と一人一人に応じた楽器の扱いが可能になるということだった。

山本は授業を振り返り、「大体先生（上田）と其の趣旨は非常に似て居るのであります。兎に角子供に音楽生活を為さしめ、さうしながら其の心を養つて行く、斯う云ふことを私は目標として居ります」と最初に音楽の生活化を図ることを音楽授業全体の趣旨として述べている⁴⁰。そのことから、児童の興味と音楽的力に応じて器楽合奏のできることをハーモニカをもっていなかった児童4人のことから説明している。それによれば「実はあの子供達は所謂音楽に恵まれて居ない小供達でしててんで旋律的和声的な考は持つてゐません。但しあゝ云ふ打つ、拍子を取つたり、リズムに依つて打つと云うことが出来るので、合奏の場合には主にさう云ふリズム楽器の方向に向けて居りますから、自分で自覚して、何か合奏が始ると直ぐ打楽器の所に

向つて進んで行く」と述べ⁴¹、旋律、和音楽器が難しくても、打楽器等で活躍の場を見いだすことのできる楽器指導の意義を説いている。

⑥山本の音楽授業の要求度の高さについての疑問

一方この研究会では、音楽の生活化を図りながらも音楽の基礎的指導を行おうとする山本の授業に対して児童への要求度の高さを批判する意見も出されていた。

井上武士（東京高等師範学校附属小学校）は、ハーモニカ合奏の難解さが子供を不安にさせていると次のように指摘する⁴²。井上は「ハーモニカ合奏と云ふものゝ区分と云ふか、組織と云ふか、さう云ふものが、どうもあの程度の子供にはそぐうはない複雑さを有つて居ると思ひますが、どうですか。（中略）もつと子供が安心してやれば、もつと思ふ存分吹けると云ふ、もつと単純でなければいけないと思ひますが、どうですか（中略）何か始終心配して…楽しんで、安心して吹いて居ると云ふ気持ちはどうも感ぜられない」と述べている。さらに井上は「詰り一面から言うと先生の要求が余り音楽的過ぎると思ひますね。（中略）あなたの授業は一般にさう云ふやう傾向がある。トニカとかドミナントと云ふ言葉と使ふ、それがあなたが何か直ぐ音楽と云ふことを先に考へて、子供の音楽的生活と云ふことよりも一つの自分の頭の中にある音楽と云ふものを早く要求するのぢやないかと思ひますが、私の方の子供だつたらあれで我慢してやつて居りませんよ」と厳しく批判している。

山本にしてみれば、正しき指導、音楽的な学習を進めたいという思いが強く、自身の著書の中でそのことを述べていた⁴³。

「音質の良不良、演奏法の巧拙等は問題ではない、音楽教育に於て器楽を如何に取扱ふかと云ふ事が満足されればよいと云ふ意見をもつ方があるかも知れない。最な意見で、器楽教育の根本意見はそうでなくてはならぬ。然し更に一步進めて考へるとき、楽器の正しき指導によって、児童の音楽生活を少しでも美しくさせたいといふ気持ち、これは教育者の誰もが持つ欲望であり、良心である。その気持ちを満足させる為には指導者の正しき指導言換えれば楽器の正しき演奏指導が必要なのではなからうか。」

このように山本の場合には、「音質の良不良、演奏法の巧拙」は二次的な問題であるものの、「児童の音楽生活を少しでも美しくさせたい」という音楽の芸術性の確保を考へることこそ指導者の「良心」であり役割と考へていた。これは、上田友亀との考へ方とは対照的であった。上田は『国民学校 器楽指導の研究』において、「私は、教育的見地からする楽器の考へ方は、芸術の見地からするものと同一では無いと考へた。音が悪くて表現が浅弱でも、音楽の本質を表出する事の出来るものであれば、それを用ひて音楽を生活させる事

が出来るし、それから音楽を学ぶことも出来る。そうした意味に使ひ得る器具は、どんなものでも楽器と考へて差支へないと考へた」と述べているように⁴⁴、音楽的であることを否定しないものの、教育的見地から見た時に「音が悪くて表現が浅弱であっても」、それを用いて「音楽の本質を表出する」ことができるとの考え方をもっていた。芸術的見地と教育的見地が簡易楽器指導においては一致しないことがあるとの認識であった。

上田にしても山本の実践にしても、ここには、音楽教育の抱える本質的な問題が現れている。音楽の生活化や児童の主体性を重視するのか、系統的指導によって音楽の芸術性を追求していくのか、という問題である。上田が論じたように芸術的見地と教育的見地との乖離の問題であり、山本の場合には、大衆的、玩具的楽器でありながらも、和音を作り出すことのできるハーモニカを用いながら、音楽の生活化と芸術性の追求との両立をあくまでも目指そうとしていたのであった。

おわりに

本稿では1930年代に東京市の尋常小学校で始まった簡易楽器指導の導入過程とその特質を山本栄の授業実践を通して考察した。大正自由教育運動の影響と戦時教育体制が強化されていく時代の中で、器楽指導は誰もが手にできる玩具的簡易楽器によって、歌唱を発展させるもの、また学校内外の行事における集団統合の新しい形として注目されるようになっていった。その中で神田区和泉尋常小学校の訓導であった山本栄は学級での音楽授業に取り組み、とりわけ音程正確で和音を作ることでできるハーモニカを重視しながら音色判別、拍子訓練から歌唱伴奏、合奏へと段階的学習を実践し、ハーモニーの美しさを体得させようと意図していた。

一方、玩具的ハーモニカは哀愁の音色をもつ大衆楽器であるとして、一部の教師たちからは学校音楽としての適正を疑問視する声もあがった。また、山本の基礎学習的な色彩の強い授業への批判もみられた。しかし、こうした様々な議論を重ねながらも簡易楽器指導は積極的に展開されていった。この背景には簡易楽器が、歌唱一辺倒の唱歌教育の閉塞状況を打破し、児童一人一人の音楽表現を実現するための突破口になるという現場教師の期待があったからに他ならない。またそれは山本だけでなく東京の尋常小学校の教師たちの自主的な教材研究と実践の蓄積を裏付けとして展開していったものであった。その意味で彼らの情報交換・研究の媒体として雑誌メディア『学校音楽』の存在は大きかったといえるだろう。

山本の授業研究会でもその一端が見られるように、簡易楽器指導は、進めるほどに音楽の生活化という教育的側面と段階的指導による芸術性の追求という音楽的側面の乖離が問題となって指摘されており、「教育音

楽」校門を出ずといわれた音楽科の限界を映し出すものでもあった。

しかし、山本等の足跡には、ハーモニカを通して現状の「教育音楽」の限界を衝きながら、教育的側面と芸術的側面とを何とか接近融合、両立させようとする「教育者の誰もが持つ欲望であり、良心」とともに、それを実現するための、教師たち相互の授業開発に対する探求心が根底に流れ続けていたことが示されている。

本稿は平成21年度科学研究費補助金（基盤研究(C)）「課題番号：21530934 研究課題名 声とモノから探る戦時期の音楽教育実践史研究」の研究の一部である。

注

- 1 本多佐保美他「誠之国民学校における音楽授業の諸相」日本音楽教育学会編『音楽教育学』33-2号、2003年、権藤敦子「昭和初期の東京市三河台尋常小学校における音楽教育の実践」音楽教育史学会編『音楽教育史研究』第8号、2005年。
- 2 吉見成也『1930年代のメディアと身体』青弓社、2002年、p.27
- 3 「趣意書」『教育音楽』創刊号、共益商社書店、1923年1月。
- 4 上田誠治『音楽はいかに現代社会をデザインしたか』新曜社、2010年、pp.79-82
- 5 「小出浩平」木村信之『音楽教育の証言者たち（上）』音楽之友社、1986年、p.64-65
- 6 遠藤尚子「簡易楽器」日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』音楽之友社、2004年、p.267
- 7 「音楽週間挙行要項」日本教育音楽協会『教育音楽』11(1)、1933年11月号、頁無し。
- 8 乗杉嘉壽「第三回音楽週間を省みて」日本教育音楽協会『教育音楽』14(1)、1936年1月、pp.9-11
- 9 同上、pp.9-11
- 10 小鷹直治「小学児童の合奏」『学校音楽』2(10)共益商社書店、1934年10月、p.52
- 11 三村真弓「大正期から昭和初期における広島高等師範学校附属小学校に見られる音楽教育観—山本壽を中心として—」中国四国教育学会『教育学研究紀要』43(2)、1997年、三村真弓「幾尾純の音楽教育観の変遷—基本練習指導法及び児童作曲法の検討を中心に—」『広島大学教育学部紀要第二部』49号、2000年。
- 12 福嶋省吾「小林宗作」日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』音楽之友社、2004年、pp.383-384
- 13 寺田貴雄「北村久雄」日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』音楽之友社、2004年、pp.282-283
- 14 瀬戸は北村氏のリズム法を片手の指揮方式から、両手を使用するリトミックに発展させ、リズム法を新たに考案し、それまで「いち、に、さん、し」式であったものを「トン、トン、トンクー、ムネ」のようなリズム唱にリトミックを併合せたと回顧している。このリズム唱とリトミックの併合には、軽い打楽器を利用したことから器楽指導が発祥していくことになったとも述べていた（瀬戸専「明治・大正・昭和の音楽指導」『音楽教育研究』24号、1968年4月、p.155より）。

- 15 山本栄氏へのインタビュー 1993年11月9日(火) 於:府中自宅。
- 16 「山本栄」木村信之編『音楽教育の証言者たち(上)』音楽之友社、1986年、p.87
- 17 前掲、山本栄氏へのインタビュー。
- 18 前掲、「山本栄」木村信之編、p.88
- 19 山本栄『国民学校教師の為の簡易楽器指導の実際』共益商社店、1943年、pp.3-4
- 20 同上、pp.4-5
- 21 同上、p.7-8
- 22 同上、pp.7-8
- 23 上田友亀は簡易楽器の条件として次の5点をあげている。
1. 演奏に特殊の技巧を要しない事、2. 構造が堅牢簡素で安価である事、3. 音色が明快である事、4. 衛生的に無害である事、5. なるべく玩具的色彩を持つ事(上田友亀「簡易楽器に依る音楽生活の指導(二)」『学校音楽』3(9)、1935(S10)年9月、pp.7、8)
- 24 前掲、山本栄『国民学校教師の為の簡易楽器指導の実際』、p.43
- 25 檜山陸郎『楽器産業』音楽之友社、1990年、pp.99-100、堀内敬三『音楽明治百年史』音楽之友社、1958年、pp.199-203
- 26 樋口新六「児童の音楽的環境と興味との一調査」日本教育音楽協会編『教育音楽』11(7)、音楽教育書出版協会、1943年7月、pp.14-24
- 27 前掲、山本栄『国民学校教師の為の簡易楽器指導の実際』、p.5
- 28 同上、pp.60-61
- 29 「新人推薦唱歌研究授業」『学校音楽』8(7)、共益商社書店、1940年7月号、pp.17-41
- 30 同上、p.40
- 31 同上、p.23
- 32 同上、p.35
- 33 同上、pp.26-27
- 34 同上、p.29
- 35 上田友亀「豪華新唱歌研究授業」『学校音楽』8(5)、共益商社書店、1940年5月号、p.21、29
- 36 前掲「新人推薦唱歌研究授業」、pp.29-30
- 37 同上、p.30
- 38 同上、pp.26-27
- 39 同上、p.28
- 40 同上、pp.22-23
- 41 同上、p.24
- 42 同上、p.24
- 43 前掲、山本栄『国民学校教師の為の簡易楽器指導の実際』、pp.11-12
- 44 前掲、上田友亀『国民学校 器楽指導の研究』p.28